

IX 中学校との関係について

中学生の勧誘行為の自粛について

1. いかなる場合でも高校側の指導者や関係者が中学生を勧誘してはいけない。また高校側関係者が、中学生の家庭訪問をしてはならない。
2. 高校のOB（会）や後援会が学校とは別の動きをし、結果的には高校の代替役を果たして勧誘に回っているケースが見受けられる。従ってこうした周囲の動きには特に留意し、少しでもそのような動きを察知すれば直ちに自粛、自戒する措置をとること。
3. 中学生の進路について、中学校や少年野球団体関係者ではない第三者による斡旋行為があるとの実態報告があった。ときには金銭が介在するという指摘もあり、高校側が断じてこうした第三者の介入を許さない自戒が必要である。
4. 中学野球や少年野球関係者から入学についての打診や相談は、はっきりと一線を画し、当該生徒の進路指導は、あくまで中学校の担任教諭との間で正しく進められるよう留意すること。
5. 「高等学校新入生徒の練習参加に関する規定」にある通り、入学以前に中学生を対象としたいいわゆるセレクションを行ったり、練習に参加させてはならない。なお、平成15年から「中学生の体験入部」について、体験できる内容など規定を設け認められているのでこの範囲での実施に留意すること。
6. 高校が中学校（また少年野球）の試合を主催したり、試合を斡旋したりしてはならない。また、高校が地域の中学野球や少年野球関係者に誤解を招くような寄付をしたり、野球の指導を行ってはならない。

高等学校新入生の野球部入部および練習参加に関する規定

1. 高等学校新入生徒が野球部に正式に入部するのは、入学式後でなければならない。
2. 高等学校入学試験に合格した生徒で、中学校卒業式が終了したものは、3月25日以後、当該高等学校野球の練習に参加しても差し支えない。
ただし、高等学校入学までは保護者の責任の下、当該高等学校長の了承を得て練習に参加するものとし、3月31日までの練習参加については中学校長にも保護者から通知をしておくこととする。
なお、3月25日から31日までは「日本体育・学校健康センター法」の適用が受けられないので、任意の傷害保険に加入するよう留意すること。また、当該校の指導要録で、入学日が4月2日以降と規定されている場合は、その前日までを任意の傷害保険加入期間の対象としなければならない。
3. 前項の規定について各都道府県高等学校野球連盟でさらに参加制限を設けてもよい。

4. 第2項と中学生の体験入部以外は、中学校生徒を高等学校野球部の練習に一切参加させてはならない。

セレクションや練習参加について

日本高等学校野球連盟では、高校入試に際して中学生の実技テスト採用を規制しています。入試に野球技能を加えることは、中学生の勉強がおろそかになり、野球に偏重する恐れがあり、学生野球の目的に反する結果となるためです。

一方、中学生の夏休み中の練習参加や体験入部（条件付きで可）などの要望がありますが、これも「新入生徒の練習参加に関する規定」で、中学生が高校の練習に参加できるのは、入学試験合格後で、3月25日以降と決められています。

これは、野球を通じての勧誘行為を禁止しているとともに、硬式野球では高校生のスピードにすぐに順応するのは難しく、事故防止の観点からも当然の制限となっています。したがって、進学希望校の事前見学では、グラウンドで一緒にプレイするのは禁止し、外からの見学だけに留めることとしています。

なお、中高一貫校では、中学生が高校の練習に加わることは前述の状況により難しいが、高校生が中学生の練習を手伝うのは例外的に認められています。

また、慣例的に高校生が母校の中学校や出身クラブで休みの日に練習を手伝ったり、指導することはすでに行われています。

中学生の体験入部について

1. 主催者

当該高校が主催する学校紹介行事（入試説明会）の一環として実施される行事に限り、中学生の体験入部を以下の条件で実施することができる。ただし、野球部だけが単独で開催することはできない。

2. 開催時期

日本高野連が定める体験期間は8月から11月末日までとする。これ以外の時期に開催する場合には、当該高校からその理由を添えて所属連盟に申請、許可を受けること。（ただし、埼玉県教委で定めている体験期間は4月～8月で、7月は埼玉大会開幕以降とし、12月以降は許可しない）

3. 開催手続き

- ①学校紹介行事の中で野球の実技を体験させる場合は、予め加盟校は所属連盟に定められた様式で計画書を届け出ること。（終了後は報告書を提出）
- ②体験入部を実施する高校は、予め文書で中学校長宛てに案内し、中学生の参加について当該中学校長の同意を得ること。

4. 開催回数

学校紹介行事自体の回数制限はできないが、同一生徒が同じ高校の実技に参加できるのは1回とする。

5. 開催の条件

- ①参加させることができる中学生は当該高校の所在する都道府県もしくは隣接都道府県内の中学校に在籍するものとする。
- ②参加中学生が宿泊を伴う行事は実施出来ない。
- ③参加者の引率については中学校側で対応すること。
- ④参加者が単に野球部活動を見学する場合は必要ないが、実技に参加させる場合は予め保護者の同意を文書で得ること。（文書は当該校で保存すること）

6. 体験させる内容

高校での部活動の練習方法や雰囲気を経験させるとともに、野球が持つ本来の楽しさを体験させる。

なお、参加者が、硬式野球の経験のあるなしを問わず、打撃練習の守備にはつかせないこと。

7. 留意事項

- ①本行事の実施に当たっては当該高校の野球部責任教師が必ず立会い、その指導管理下で実施すること。
- ②練習中は、防具着用が定められているものには十分注意し、安全な練習方法に万全を期すこと。
- ③参加費を徴収したり、野球に関する記念品や野球用品など、無償供与してはいけない。
- ④学校案内などの資料配布は差し支えないが、勧誘行為やその誤解を受けるような言動を厳に慎むこと。
- ⑤セレクションと誤認されるような練習メニューはしないこと。
- ⑥当該高校野球部員には、体験入部の意義を理解させ、予めそれぞれの役割を明確にし、参加者との触れ合いを大切にする事前教育をすること。

中学・少年野球指導研修会講師派遣について

1. 派遣の目的

中学・少年野球の正しい育成と発展を側面から援助するため、高校野球関係者の講師派遣を行う。

2. 派遣の手続き

講師の派遣は、研修会主催者が必ず講師が所属する都道府県高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

当該都道府県高等学校野球連盟は研修会終了後、その概要を把握しておくこと。

3. 派遣の条件

①主催者は次のものに限る。

- ・都道府県高等学校野球連盟及びその支部組織
- ・中学・少年野球関係団体
- ・都道府県ならびに市町村教育団体

(注) 商社の主催、後援、協賛したものは派遣しない。

②講師の人選

- ・原則として所属都道府県高等学校野球連盟が、指導者としてふさわしいものの中から人選する。

③経費

- ・参加者は当日の実費以外の参加料を徴収しないもの。
- ・講師は、派遣に必要な交通費、宿泊費、雑費以外を受け取ってはいけない。

④その他

- ・講師は中学生の引き抜き、勧誘を行ってはならない。
- ・対象となる研修会は少年野球の単独チームであってはいけない。
野球教室については、少年野球の単独チームでも認める。
- ・参加者ならびに他の講師で、日本学生野球協会の資格認定を受けていないプロ野球関係者がいる場合は、予め都道府県高等学校野球連盟、日本高等学校野球連盟を通じて日本学生野球協会の許可を得ること。

施設の開放について

高校野球では、特定の少年野球に施設を貸すことは有望選手の獲得に利用される恐れがあると、警戒されてきました。過去には中学校の大会を高等学校が主催するなど、問題となったことがありました。こうした事例が中学校との間に一線を引くことになった経緯があります。

ところでこれらの展開として、施設の有効利用が図られることは望ましいことですが、高等学校側としても野球部以外にグラウンドを利用しているクラブもあり、管理上の問題もあって外部に施設を開放していないのが実情です。

しかし、高等学校野球連盟では「当該学校長の了解が得られれば、少年野球育成の立場から施設開放に協力することは差し支えない」との見解をとっています。

ただし、有望選手の引き抜きに利用されたり、そうした疑いがもたれることのないよう、留意が必要であることはいうまでもありません。

中高一貫教育校について

1. 原則として中等部と高等部に登録する指導者（責任者）は別に定めること。ただし、副部長など、いわゆるサブ登録者としては双方に登録してもよい。
2. 高等部の指導者が中等部の練習を指導しても差し支えない。（通常は勧誘行動防止のため、連盟の許可なく中学生の指導はできないことになっている）
3. 原則として中等部と高等部の練習は区別すること。ただし、やむを得ず双方が合同で練習をするときは、中等部の生徒を中心とした練習に限る。いわゆるバッティング練習など、ボールを使った練習で、高等部に中等部の選手を参加させることはできない。
4. 中学生は、プロ野球関係者から指導を受けられます。高校生は受けられません。しかし、やむを得ない場合は、高校生が同じグラウンドに居るのはかまいません。
5. 中等教育学校での中学校大会終了後の部活動参加の取り扱いについて
中等教育学校（私学の中高一貫校を含む）野球部で、中学校の大会終了後、いわゆる中学3年生を高校の部活動に参加させることは、当該学校長の承認があれば差し支えない。また、私学の中高一貫校は同一の校長管理下によるものとする。